

石川県健民簡易グラウンドの利用について

1 利用の申し込みについて

(1) 申込方法

- ・本施設を利用する場合は、利用者ID番号が必要です。

① 利用者ID番号は、石川県健民簡易グラウンド受付（以下「受付窓口」という）で利用者登録をすることにより取得できます。

※ 利用者登録は電話、インターネットではできません。必ず受付窓口にお越しください。

◇受付窓口の所在地 及び 受付時間◇

所在地：金沢市鞍月1-1 県庁行政庁舎10階 県民交流課内

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（県庁閉庁日を除きます。）

② 利用者登録の際に必要なもの

身分証明書（運転免許証、保険証等）

- ・申込は利用する月の2か月前の初日（その日が休日等の場合は翌日。以下「初日申込日」という。）から受け付けます。
- ・申込には、抽選予約（*1）による方法と、随時の申込があります。

○抽選予約による申込

初日申込日に限り、抽選予約による申し込みを受け付けます。抽選の結果は、初日申込日の翌日午前8時30分に確定します。

*1 「抽選予約」とは、初日申込日に、利用者登録をしている団体から、希望する申し込みのすべてを受け付け、希望する日時が重複した場合、コンピューター（施設予約システム）が抽選して利用団体を決定することです。

○随時の申込

コンピューター抽選終了後、空きがあれば随時申込できます。

※何れの申込の場合も、土曜、日曜、祝日については、利用できる回数に制限があります。

(3) 申込先

- ・受付窓口にお越しいただくか、電話やインターネットで申込をしてください。

※電話やインターネットでも予約できますが、仮予約となります。

※仮予約の場合は、下記の利用手続きを、定められた期日までに完了して下さい。

(4) 利用手続き

・仮予約した日から7日以内に受付窓口で以下の①～③の利用手続きを完了して下さい。

- ① 利用申込書の提出
- ② 施設利用協力金（以下「協力金」という）の支払
- ③ 健民運動推進本部が発行する利用許可書の受領

※仮予約した日から7日目に相当する日が県庁閉庁日の場合は、その日以降の最初の開業日までに手続きを完了して下さい。

※仮予約した日から利用予定日までの間が7日に満たない場合は、すみやかに受付窓口にて利用手続きを完了して下さい。

（利用予定日に「利用許可書」を携行できるように手続きを行ってください。）

※受付窓口において、空き日を確認しながら申込み場合は、基本的にその日のうちに①～③の手続きを行います。

※中学生以下の団体が本施設を利用する場合は、必ず受付窓口で利用手続きを行って下さい。

・定められた期日を過ぎても利用手続きが完了しない場合は、予約を取り消すことがあるので注意してください。

2 健民簡易グラウンド利用上の留意事項について

下記の点に留意してグラウンドを利用して下さい。

- ・利用許可時間を厳守すること
- ・利用の際は利用許可書を必ず携行すること
- ・用具は大切に使用し、利用後は保管場所に格納すること
- ・利用後は施設の清掃整備を行い、ゴミは必ず持ち帰ること
- ・事故防止に十分に注意すること
（駐車場やグラウンド敷地内での人身事故、自動車事故などについて、当方は責任を負いません）
- ・自動車等のグラウンド乗り入れは禁止とするので、厳守すること
- ・施設内の設備器具を棄損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償いただくことがあるので注意すること
- ・大会などで拡声器やスピーカーを使用する場合には、近隣の迷惑とならないよう、音量、音質、使用する時間帯に十分配慮してください。

3 協力金（グラウンド利用料金・ナイター（夜間照明）利用料金）の支払方法について

・協力金にはグラウンド利用料金とナイター（夜間照明）利用料金があります。

また、協力金の支払方法には、受付窓口での支払と銀行振込があります。

○グラウンド利用料金

□ 受付窓口での支払

受付窓口で利用手続きを行う場合、グラウンド利用料金はその場でお支払いいただきます。

○ 銀行振込による支払

銀行振込を希望される場合は、下記の口座に振り込んで下さい。

◇協力金（グラウンド利用料金）の振込先◇

金融機関(支店)名	北国銀行県庁支店
口座番号	普通116794
口座名	石川県健民簡易グラウンド特別会計

(振込手数料はご負担ください。)

※協力金（グラウンド利用料金）は、仮予約した日から7日以内に振り込んで下さい。

※仮予約した日から利用予定日までの間が7日に満たない場合は、利用予定日に「利用許可書」を携行できるよう、余裕を持って振込を完了してください。

※振込票またはATMの画面のご依頼人の名前は、先に利用者ID番号、次にチーム名を記入してください。

※銀行振込による協力金（グラウンド利用料金）の入金が確認できた時点で、「利用許可書」を利用者登録されている住所宛に郵送します。（受付窓口での申込手続きは不要です。）

○ナイター（夜間照明）利用料金

受付窓口において、照明を点灯するための「ナイターコイン」を利用料金と引き換えにお渡しするので、必ず受付窓口にお越し下さい。（銀行振込には対応していません。）

4 予約取り消し等に伴う協力金の返還について

- ・原則、協力金は返還しません。

ただし、次の場合にあっては返還します。

(1) 降雨など荒天で利用できなかった場合（利用途中で中止した場合は返還しません。）

(2) 利用者の自己都合により予約を取り消す場合は、原則、協力金は返還ませんが、次の二つに該当する場合

①利用予定日が土曜、日曜、祝日

利用予定日の2週間前までに利用中止を申し出た場合は返還します。

②利用予定日が平日

利用予定日の1週間前までに利用中止を申し出た場合は返還します。

なお、年間予約に係る協力金（グラウンド利用料金）については、①、②の場合にあっても返還しません。

(3) ナイターコインを使用しなかった場合

5 協力金（グラウンド利用料金・ナイター（夜間照明）利用料金）の返還手続きについて

- ・協力金は、受付窓口にて返還します。

○グラウンド利用料金

- ・降雨など荒天で利用できなかった場合（上記4（1））

利用する予定だった日から起算して7日以内に(7日目に相当する日が県庁閉庁日の場合は、その日以降の最初の開業日までに) 印鑑をお持ちのうえ、「協力金等返還請求書」を受付窓口に提出して下さい。決められた期日に遅れた場合、協力金は返還しません。

・利用者の自己都合により予約を取り消す場合 (上記4 (2))

利用中止を申し出た日から起算して7日以内に (7日目に相当する日が県庁閉庁日の場合は、その日以降の最初の開業日までに) 印鑑をお持ちのうえ、「協力金等返還請求書」を受付窓口に提出して下さい。決められた期日に遅れた場合、協力金は返還しません。

○ナイター(夜間照明)利用料金

ナイターコインを使用しなかった場合は、印鑑をお持ちのうえ「協力金等返還請求書」を受付窓口に提出して下さい。

ナイター(夜間照明)利用料金の返還はいつでも可能です。(開業時間内にお越しください。)

6 グラウンドを利用できる期間及び時間帯について

・グラウンドを利用できる期間

3月1日～11月末日 (12月1日～2月末日はグラウンド閉鎖期間です。)

・グラウンドを利用できる時間帯

日の出から日没まで (まめだ簡易グラウンドサッカー場にあっては、ナイター可。午後9時まで)